

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むか、
翌日の翌日)

告示

鳥取県告示第六百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
笹津産科 婦人科医院	倉吉市塚町 二丁目二三 九	産科、婦人科、 内科、小児科、 放射線科	笹津 哲夫	昭和四十 三年八月十五 日	乙表 点数表
鳥取医療生 協鹿野温泉 病院	気高郡鹿野 町字今市二 四二	整形外科、 内科	鳥取勤労者医 療生活協同組 合組合長理事 山崎季治	二十日	"
木村 医院	米子市東倉 吉町六八	皮膚科、 泌尿器科、 性病科	木村 良一	"	"

鳥取県告示第六百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

◇ 告 示

目 次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 計量器定期検査の実施
- 県営土地改良事業計画の決定
- 公共測量の実施
- 鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 公安規則
- 質屋営業法令取扱規程を廃止する規則
- 火災類取扱保安責任者試験の実施
- 高圧ガス作業主任者試験の実施

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
木村 功	鳥取市田島一九六	鳥医 一三八六	昭和四十三年八月十四日

鳥取県告示第六百一十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
崎 山 薬 局	東伯郡東伯町大字徳万 二〇三の二	昭和四十三年八月一日
後津産科婦人科医院	倉吉市堺町二丁目二二九	十五日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町字今市 二四二	二十日

鳥取県告示第六百一十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
薬師寺整形外科医院	米子市東福原 字式番割殿東六二五の一	全 国	昭和四十三年 七月一日
石田産婦人科医院	境港市上道町一七一七	"	"
岡本齒科医院 皆生診療所	米子市上福原 一八三八の一五	"	十 日
崎 山 薬 局	東伯郡東伯町大字徳万 三〇三の一	"	八 月 一 日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町字今市 二四二	"	二 十 日
世 良 田 医 院	米子市和田町一七一〇	"	"
稲田松太郎薬局	" 紺屋町一	京 都 府	三 十 日

鳥取県告示第六百一十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医一、三五八	筏津 哲夫	昭和四十三年五月二十二日
鳥国薬 二〇八	水谷 育代	二十七日
〃 二〇九	高木 素之助	〃
〃 二一〇	森 典子	三十一日
〃 二一一	竹内 保子	〃
鳥国医一、三五九	水垣 洋	六月四日
〃 一、三六一	三浦 邦彦	三日
〃 一、三六二	亀山 弘道	十一日
鳥国薬 二一二	八野 紀美子	〃
鳥国医一、三六三	岡 幸茂	十四日

鳥取県告示第六百十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬 二一三	小杉 武久	昭和四十三年六月二十日
鳥国医 一三七六	深田 忠次	七月十日
〃 一三七七	坂本 有甫	十六日
〃 一三八〇	宮石 典浩	二十四日
鳥国薬 二一四	崎山 昌代	二十九日
鳥国医 一三八四	石井 喬	八月三日
〃 一三八五	山上 英明	十日
〃 一三八六	木村 功	十四日
〃 一三八七	牧野 孝三	七月八日

鳥取県告示第六百十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市及び米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日 時	検査区域	検査場所
十月 七日 午前九時三十分から 午後三時まで	境港市	境公民館
" 八日 "	"	"
" 九日 "	"	"
" 十四日 午前十時から 午後三時まで	"	外江 "
" 十五日 "	"	上道 "
" 十六日 "	"	計量器所在場所
" 十八日 "	"	境公民館
" 二十一日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	米子市	啓成小学校
" 二十二日 "	"	"

" 二十三日 "	"	義方小学校
" 二十四日 "	"	"
" 二十五日 "	"	就将小学校
" 二十八日 "	"	"
" 二十九日 "	"	明道小学校
" 三十日 "	"	"
" 三十一日 "	"	計量器所在場所
十一月 一日 午前九時三十分から 午後三時まで	"	明道小学校

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二日付けで東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇―六故島賢市ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(かんがい排水)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(かんがい排水)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年九月七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、中国地方建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 測量の目的 道路敷地図作成

二 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

三 作業期間 昭和四十三年九月六日から

昭和四十三年十二月二十日まで

教育委員会規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに

に公布する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

県立高等学校全日制課程（普通科）通学区域表

高等 学 校 名	上記学校に通学すべき区域
鳥取東高等学校	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡並びに東伯郡のうち泊村の区域
鳥取西高等学校	
岩 美高等学校	
八 頭高等学校	
青 谷高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに気高郡のうち青谷町及び西伯郡のうち中山町の区域
倉吉東高等学校	
倉吉西高等学校	
由良育英高等学校	倉吉市及び東伯郡並びに気高郡のうち青谷町及び西伯郡のうち中山町の区域
赤 碓 高等学校	

米子東高等学校	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡並びに東伯郡のうち赤碕町の区域
米子西高等学校	
法勝寺高等学校	
境高等学校	
根雨高等学校	

別表第二

米子市立高等学校全日制課程(普通科) 通学区域表

高等学校名	上記学校に通学すべき区域
米子高等学校	米子市及び西伯郡のうち日吉津村の区域

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の岩美高等学校、青谷高等学校、赤碕高等学校及び法勝寺高等学校に係る改正規定は昭和四十四年度以降の入学者について、別表第一の岩美高等学校、青谷高等学校、赤碕高等学校及び法勝寺高等学校を除く高等学校に係る改正規定は昭和四十五年度以降の入学者について適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に高等学校に在学する者については、なお従前の例による。

(昭和四十四年度入学志願者に係る特例)

3 昭和四十四年度の青谷高等学校の入学志願者に係る通学区域について

は、この規則による改正後の鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一中「東伯郡のうち泊村」とあるのは「東伯郡のうち東郷町及び泊村」と、昭和四十四年度の赤碕高等学校の入学志願者に係る通学区域については、改正後の規則別表第一中「西伯郡のうち中山町」とあるのは「西伯郡のうち名和町及び中山町」と読み替えるものとする。

公安委員会規則

質屋営業法令取扱規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第八号

質屋営業法令取扱規程を廃止する規則

質屋営業法令取扱規程(昭和二十五年八月鳥取県公安委員会規則第一号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火薬類取締りに関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年10月6日（日曜日）

午前9時30分から正午まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）別表第15の
様式によること。

(2) 履 歴 書

火薬類取締法施行規則別表第16の様式によること。

(3) 写 真

手札形台紙付とし、出願6箇月前以内に撮影した正面上半身像で、
その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

(4) 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験
願書の所定の箇所にはりつけること。この場合消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和43年9月10日から昭和43年9月20日まで

6 受 験 票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、

昭和43年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

